

○逓信委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 付託 委員 議決 議決 議決 議決	衆議院 付託 委員 議決 議決 議決 議決	備考
24	金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案	衆	元、二二三	元、五七 （予） 可 元、六二〇 決 元、六二〇 可 元、六二二 決	元、三六 可 元、五二四 決 元、六二九 可 元、六二九 決	
43	郵便貯金法の一部を改正する法律案	〃	三二四	（予） 三二四 可 六二〇 決 六二二 可 六二二 決	三二四 可 五二四 決 六二九 可 六二九 決	
44	郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案	〃	三二四	（予） 三二四 可 六二〇 決 六二二 可 六二二 決	三二四 可 五二四 決 六二九 可 六二九 決	
45	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	〃	三二四	（予） 五三二 可 六三三 決 六三三 可 六三三 決	五一九 可 五二五 決 六二九 可 六二九 決	
46	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	参	三二四	三二四 可 六二六 決 六二九 可 六二九 決	三二四 可 六二二 決 六二二 可 六二二 決	
47	郵便年金法の一部を改正する法律案	〃	三二四	三二四 可 六二六 決 六二九 可 六二九 決	（予） 三二四 可 六二二 決 六二二 可 六二二 決	
59	電波法の一部を改正する法律案	衆	三二四	（予） 三二四 可 六二六 決 六二九 可 六二九 決	三二四 可 六二二 決 六二二 可 六二二 決	
60	お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三二四	（予） 三二四 可 六二六 決 六二九 可 六二九 決	三二四 可 六二二 決 六二二 可 六二二 決	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
2	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆議院	三月三日	付託委員会決議承認	付託委員会決議承認	

NHK決算（一件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院	衆議院	備考
日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	昭和 三、一三 (第一百十二回国会)	付託委員会決議	付託委員会決議	百十二回国会 百十三回国会 未了
日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	元、一七〇			

金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案（閣法第二四号）

要旨

本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉事業団に資金を寄託するとともに、同事業団にこの資金を国債等の有価

証券の取得、預貯金または金銭信託の方法により運用させ、これにより生じた利益を郵便貯金特別会計に納付させるようにするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案は、金融自由化時代における郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉事業団に資金を寄託して運用させることにより、より有利な資金運用を図ることとする等を内容とするものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、郵便貯金の預入限度額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に的確に対応するため、従来、政令で定めている郵便貯金の利率について、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにすること等の改正を行おうとす

るものであります。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案は、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替及び郵便振替の料金体系を簡明化するとともに、その料金の法定制を緩和し、具体的な料金は一定の条件の下に省令で定めることができるようにすること等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、金融自由化時代における郵便貯金のあり方、小口M M Cの最低預入金額引き下げの見通し、定額貯金の集中満期対策、郵便局の送金決済サービスの拡充等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案について諮りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より本案及び郵便為替・振替法改正案に反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、郵便貯金法の一部を改正する法律案について諮

りましたところ、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大森理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会、二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る五項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次いで、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に的確に対応するため、従来、政令で定めている郵便貯金利率について、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにすること等を行おうと

するものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便貯金の一の預金者の貯金総額を五百万円から七百万円に引き上げること。

二、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によって、利子を付けることができることとする。

三、政令で定める定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、政令で定めるところにより、郵政大臣が定めることとする。

四、郵便貯金を担保とする貸付金及びその利子の弁済について、現金だけでなく一定の証券等によっても弁済ができることとする。

五、本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、貯金総額の引き上げに関する規定は、平成二年一月一日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、金融自由化及びエレクトロニクス化の進展等に対応し、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替及び郵便振替の料金の体系を簡素化し、利用者にとってわかりやすいものに改善するとともに、その料金の法定制を緩和し、具体的な料金は一定の条件の下に省令で定めることができるようにするものである。

委員長報告

一一四ページ参照

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、人工衛星の無線局により行われる放送の円滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業者に関し所要の措置を講ずるとともに、受託国内放送をす

る無線局の免許に関する規定を整備し、あわせて、放送番組の収集、保管等の業務を行う法人に関し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整備しようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

一、放送法の一部改正

(一) 受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送番組について放送の委託の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととする。また、受託放送役務の提供条件について一定の提供条件を定め、郵政大臣に届け出なければならぬこととする。

(二) 委託放送業務を行おうとする者は、一定の基準に適合していることについて郵政大臣の認定を受けなければならないこととする。また、郵政大臣は、委託放送事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、三カ月以内の期間を定めて委託放送業務の停止を命ずることができることとする。

(三) 郵政大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的と

して設立された公益法人であつて、放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること等の業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、全国に一を限つて、放送番組センターとして指定することができることとする。

四 日本放送協会は、一定の業務については、自ら定める基準に従う場合に限り、その業務の一部を委託することができるとすること。また、監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対し、営業の報告を求めることができるとすること。

二、電波法の一部改正
受託国内放送をする無線局の免許を与えない事由を定めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、人工衛星の無線局により行われる放送の円滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業

者に関し所要の措置を講ずるとともに、放送番組の収集、保管などの業務を行う法人に関し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託などに関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、放送の将来見通し、放送事業者の自主性の確保、放送番組センターの円滑な運営のあり方などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、日本共産党山中委員より人工衛星による放送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より、原案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、委託放送事業者の番組編集の自由の確保、放送の調和ある発展など五項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、最近における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は、現行法では保険期間中に被保険者が死亡したときに保険金を支払う掛け捨て式の保険のみである定期保険について、被保険者の生存中にも保険金を支払うことができる生存保険付定期保険の制度を創設しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、現行法では保険期間内に被保険者が死亡した場合に限り保険金を支払う掛け捨て式の保険のみである定期保険について、被保険者の生存中に保険期間内の一定期間が満了した場合にも、保険金の支払いをする定期保険を設けることができ

ることとする等の改正を行おうとするものであります。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金の加入者に対する保障内容の充実を図るため、年金受取人の疾病及び傷害について、給付金の支払いをする傷害特約及び疾病傷害特約の制度を設けるための改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、簡易生命保険及び郵便年金の今後のあり方、郵便年金の加入限度額の引き上げ、国民の自助努力に対する税制優遇措置の充実、生涯保障商品の開発等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、別に討論もなく、二法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、

郵便年金加入者に対する保障内容の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は、年金受取人の疾病及び傷害について給付金の支払いをする傷害特約及び疾病傷害特約の制度を導入しようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第二号)

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

収支予算について、その概要を申し上げます。

まず、受信料につきましては、消費税転嫁に伴う改定を行うこととし、現行のカラー契約月額千四十円を千七十円

に改めるなどのほか、新たに衛星カラー契約月額二千円などの衛星料金を含む受信料を八月から設定するなどとしております。

一般勘定事業収支におきましては、事業収入は三千九百十四億三千万円、事業支出は四千五十六億九千万円となっております。この事業収支の不足額百四十二億六千万円は長期借入金をもって補てんすることとしております。また、債務償還に必要な資金百七億六千万円につきましては、長期借入金をもって措置することとしております。

事業計画におきましては、その重点を公正な報道と豊かな放送番組の提供、衛星放送の普及促進、国際放送の受信改善、新受信料体系の定着などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、受信料が消費税の課税対象となる理由、ニューメディア時代における公共放送の役割、長期的展望に立った経営方策の確立、衛星放送の有料化及び補完機打ち上げの是非などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・

護憲共同を代表して及川委員から反対、自由民主党を代表して岡野理事から賛成、公明党・国民会議を代表して鶴岡委員から反対、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森理事より、放送の不偏不党の堅持、計画的な経営方策の策定など七項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。